

JIMCA

会員規定

2021年5月制定  
2024年6月改訂

## 会員規定

### 第1条（目的）

この規定は、一般社団法人国際メディカル・コーディネート事業者協会（以下、協会という）の定款第3章に基づき、協会の会員の入会及び退会に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2条（会員種別）

- ① 協会の会員種別は、定款に基づき次のとおりとする。
  - ・正会員：協会の目的に賛同し定款の規定により入会する法人で、経済産業省または観光庁に登録された医療滞在ビザ身元保証機関。
  - ・準会員：協会の目的に賛同し定款の規定により入会する法人。
  - ・個人会員：協会の目的に賛同し定款の規定により入会する個人。
- ② 正会員をもって協会の社員とする。

### 第3条（正会員の入会）

- ① 協会の正会員になろうとするものは、所定の会員入会申込書を提出する。
- ② 協会への入会の可否は次に掲げる基準を基に理事会にて決定する。
  - ・協会の目的に賛同し、定款及び当会員規定に該当するものであること。
  - ・協会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
  - ・反社会的勢力に属するものでないこと。
- ③ 理事会において入会の可否を決定したときは、すみやかに入会申込者に通知する。
- ④ 入会者は、入会金及び月会費の納入後に正会員名簿に登録される。

### 第4条（準会員及び個人会員の入会）

- ① 協会の準会員または個人会員になろうとするものは、所定の会員入会申込書を提出する。
- ② 入会者は、申込書により次の点を確認された上で、入会金及び月会費の納入後に準会員名簿または個人会員名簿に登録される。
  - ・協会の目的に賛同し、定款及び当会員規定に該当するものであること。
  - ・協会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
  - ・反社会的勢力に属するものでないこと。

### 第5条（会費）

- ① 入会者は、入会后1か月以内に次の入会金及び月会費を支払う。
  - ・正会員：入会金 100,000 円、月会費 20,000 円（税抜き）
  - ・準会員：入会金 100,000 円、月会費 10,000 円（税抜き）
  - ・個人会員：入会金 10,000 円、月会費 2,000 円（税抜き）
- ② 月会費は入会月から事業年度が終わる3月までの合計を一括して支払うことができる。次年度以降、事業年度4月から翌年3月までの1年分を一括して支払うことができる。

### 第6条（登録変更）

会員登録情報に変更が生じた場合は、すみやかに所定の会員登録変更届を提出する。

### 第7条（退会）

定款第8条により退会する会員は、所定の会員退会届を提出する。定款第9条に該当する場合は、該当する会員にその旨通知の上会員名簿から削除する。

#### 第8条（会員の権利と義務、会員の活動）

会員は、当会定款第3章に定めるところによるほか、次の各号に定める権利及び義務を持つ。

- ① 会員は、当会員規定のほか、別途定めるガイドラインを順守し、信義誠実の原則に則る。
- ② 正会員は、当会の社員として社員総会に出席し、1票の議決権を行使する権利を持つ。
- ③ 準会員及び個人会員は、議決権を持たないが総会に参加することができる。
- ④ 会員は、当会が主催する事業に優先的に参加することができる。

#### 第9条（情報管理）

当会は、当会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱う。

#### 第10条（その他）

本規定に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当会の理事会の決議により定める。

#### 附則

2021年5月17日制定

2024年6月19日改訂

この規定は2024年6月19日から施行する。